

◎ こども発達支援センター

相談支援事業所「はあとらっぷ」

相談支援事業所（はあとらっぷ）では、相談支援専門員がお子さんの様子やご家族の思いや悩み等を伺い、関係機関と連携を図りながら利用計画を立てて、受給者証申請等のお手伝いをします。

※当センターの児童発達支援（通園）もしくは放課後等デイサービスを利用される方のみを対象とさせていただきます。

相談支援事業所「はあとらっぷ」との手続き

当センターの児童発達支援（通園）
放課後デイサービスの利用申し込み

・契 約
・面 談

サ ー ビ ス 等
利用計画書作成

居住地の市町村
窓口にて申請

受給者証発行



児童発達支援（通園）、放課後デイサービス開始

▶ モニタリング

- 保護者や利用されている事業所等と継続的に連絡をとり、支援利用計画の実施状況の把握をします。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに保護者との面談を行い、必要に応じて支援利用計画の変更、利用されている事業所等との利用調整を行います。